

2 取組が動き出すきっかけづくりをしよう！

アンケート、ワークショップ、交流イベント…いろいろ取組んでみよう！

こんな事業・制度が使えます！

□ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 前掲13ページ参照

山梨県中央市

- 直売所を核としたイベント開催・農地有効活用 -

- ▶山梨県の中央市では2009年「直売所甲子園」に優勝した直売所を中心とした耕作放棄地の解消を実現しています。取組みの一つとして、観光バスツアーと提携し、農産物の詰め放題コーナーを設置したり、観光客による収穫体験農園コーナーを設置しています。
- ▶収穫体験農園は、収穫作業までの管理を農家が行い、最も労働力が必要な収穫作業を観光客にやってもらう形式がとられており、耕作放棄地の再生と発生の未然の防止が図られています。また、直売所からは農園使用料が農家に支払われることにより所得の増加をもたらしています。

高知県大豊町

- 地域住民が耕作放棄地を活用し地域活性化 -

- ▶高知県大豊町立川地区では耕作放棄地の増加に危機感を感じた地域住民が、平成13年に「立川体験交流の会」を設立しました。
- ▶同会は、再生した耕作放棄地を活用した体験参加型学習、山菜狩り等のイベント開催に取組んでおり、イベント開催時は地産地消を実践しています。
- ▶本取組では回数を重ねるごとに地域住民との連携（食材提供等）が深まった上、協力体制も強化され、地域に活力がみえています。

鳥取県岩美町

- 棚田オーナー制を活用して交流促進 -

- ▶鳥取県岩美町横尾地区では、棚田100選に選ばれたことを契機として、集落の有志の農家によって「いがみ田を守る会」を組織し、棚田オーナー制による耕作放棄地の解消に取り組んでいます。
- ▶オーナーは集落に来て、年2回田植え作業と収穫作業を行います。
- ▶これまではオーナーさんが集落に来た場合、日帰りのみの受け入れでしたが、集落内の公民館を改築し、宿泊併設としたことで長く農村に滞在できるようになっています。



集落支援員・地域コーディネーターなどの力を借りよう！

こんな事業・制度が使えます！

□広域連携共生・対流等対策交付金

前掲16ページ参照

島根県浜田市

- 「里山プランナー」とともに地域再生 -

- ▶島根県では、過疎高齢化によって活力が低下しつつある地域において「地域住民とのコミュニケーションを積極的に図り、地域と一体となった総合的な支援や企画の立案、実施により地域再生の手助けを行う人材」として、国の「国土施策創発調査事業」(国土交通省)を活用して公募した「里山プランナー」を、弥栄町と羽須美村に合計5名配置しています。
- ▶「里山プランナー」は、地域住民と共に地域を見直し(集落資源調査や空き屋調査)、活性化の取組を支援する中で、耕作放棄地を活用した菜種栽培や直売活動の展開に結びつけています。

大阪府泉佐野市

- 公的機関による地域資源の活用 -

- ▶地元経済の停滞と閉塞感を自らの力で脱却しようというチャレンジ精神の醸成こそが重要と考えていた公的機関「(財)泉佐野市公園緑化協会」は、「挑戦者」である姿勢を全面的に打ち出し、地域資源を活用した事業に挑戦しています。
- ▶その取組は多岐にわたりますが、耕作放棄地の活用においては、アイガモ水稲同時作による稲作の実践があげられます。
- ▶平成20年度の実績は約13aですが、平成21年度においては31aに規模を拡大し、大阪唯一の地鶏アヒルも用いて、耕作放棄地の解消につなげているところです。

STEP 2
検討・実践

どんな制度を活用したらよいか分からない...

1 いま取組んでいる事業・制度を活用しよう！

耕作放棄地対策は、現在実施している制度や活用事業の延長でも取組むことができます。既存の制度を活用して耕作放棄地を解消している事例に学び、現在、自らの地域内で取組まれている制度や事業を見直し、地域で取組めることを考えてみましょう。

水田を多面的に活用したい！

千葉県香取市 - 飼料米生産でブランド豚づくり -

- 香取市貝塚地区では水田が小区画で排水も悪く、水稻以外の作物は栽培しにくい状況にあり、再整備のため基盤整備事業の推進に取り組んでいます。
- 貝塚地区では、「農地・水・環境保全向上対策」に集落として取組む中で、共同作業により耕作放棄地を解消し、さらにはクボタの「eプロジェクト」を活用した再生水田80aのうち30aに暗渠を設置、飼料米の「ベコアオバ」を作付けしました。
- JAかとりでは管内約7haに飼料米を作付けし、『こめ豚(飼料米を食べさせて育てた豚)』を東都生協を中心に出荷しており、高付加価値販売を実現しています。



農地の確保と有効利用を促進したい！

こんな事業・制度が使えます！

□農地利用集積事業
前掲11ページ参照

徳島県三好市**- 農事組合法人による作業受託と利用権設定 -**

- ▶昭和46年に設立された「農事組合法人山城茶業組合」は、基幹作物である茶栽培の衰退による景観や環境の悪化を危惧し、平成4年から管理作業の請負を、平成13年からは耕作放棄茶園も対象に利用権設定による一元管理事業を開始し、同事業で収穫した茶葉の加工・販売も始めました。
- ▶同組合の作業請負や利用権設定茶園の管理により、不十分だった茶園の維持管理や耕作放棄茶園の復元が可能となりました。また、利用権設定茶園から収穫した茶葉を使用した煎茶等を、同組合の窓口等で販売したところ、近年では品切れが出るほど好評です。

島根県益田市**- 耕作放棄地を団地化して集積・有効利用 -**

- ▶島根県益田市では、「国営農地開発地」での未利用・低利用の問題を地域外からの企業に農地を利用してもらうことで解決しています。そのために農業振興公社の設立と企業参入促進スタッフの配置を行い、礫の排除の助成と団地化を一括して行った上で「キューサイファーム島根」の参入を誘致しました。農場の他に市内に農産物の加工施設の誘致も同時に行ったことも農地の利用を促進する要因になっています。
- ▶キューサイファーム島根では、有機栽培で青汁の原料のケールを栽培し、農地・水・環境保全向上対策の支援も受けています。

**耕作放棄地解消も図った生産基盤整備を進めたい！****こんな事業・制度が使えます！****〇各種農業生産基盤整備事業****山梨県北杜市****- 基盤整備を契機に利用目的別団地を実現 -**

- ▶北杜市明野町浅尾地区では、耕作放棄地を含む団地のほ場整備(畑地帯総合整備事業等)を実施し、自作経営団地や規模拡大経営用の団地、公社利活用団地等、利用目的別に集積し、担い手や企業に貸し出しています。また、市民農園や観光農園としても活用しており、観光客の増加にもつながっています。
- ▶耕作放棄地対策事業の全体管理者として、北杜市農業振興公社が農地の整備・管理・契約などの企業との連携・協働を担っており、企業の様々なニーズの元で発生する耕作放棄地の活用機会を北杜市全体へとつなげるコーディネーター役を果たしています。

耕作放棄の発生を防止したい！

こんな事業・制度が使えます！

□農地・水・環境保全向上対策のうち共同活動支援交付金

前掲17ページ参照

□中山間地域等直接支払交付金

●支援内容

中山間地域等において、耕作放棄地を発生させず継続して農業生産活動を行う農業者等に対し、農業生産条件の不利を補正するための交付金を交付します。

●対象者・要件等

集落協定等に基づき5年以上農業生産活動を継続する農業者等

□農地制度実施円滑化事業費補助金(一部)

前掲8ページ参照

兵庫県新温泉町

- 中山間地域等直接支払制度を活用し放牧に取り組む -

➤兵庫県新温泉町では、山間部での耕作放棄地が問題となっていました。集畜連携放牧によってその問題を解消しています。「集畜連携」放牧とは、集落が放牧する土地を集落内の合意形成によって団地化し、畜産農家に利用してもらう形態のことを指します。集落は放牧場の設置、放牧の管理を行い、畜産農家側は放牧牛の運搬、配合飼料の提供を行います。畜産農家は低コストで飼養でき、集落側は集落内の農地の利用改善により中山間地域等直接支払制度の交付を受けることができ、畜産農家に代金は要求しない形で集畜連携を行っています。



長崎県西海市

- 徹底した現地調査と基本条例の制定 -

➤長崎県西海市旧大島地区では、平成4年度から徹底的な農地の利用状況調査を行うことで農地の有効利用に結び付けています。西海市での特徴は、旧大島町の大島町農業振興公社を受け継いだ西海市農業振興公社が耕作放棄地解消に取り組んでいる点にあります。

➤優良農地、あるいは担い手から利用希望がある耕作放棄地を公社が仲介することで農地を希望する農家への利用集積が実現しています。地域の担い手不足に対しても、公社の保有する農地での新規就農者の受け入れを積極的に行う取組を展開しています。また、新規就農者は市の「ふるさと帰農支援事業補助金」によって就農開始後に年100万円以内の支援を受けることができ、農地の利用者確保に市全体で取り組んでいます。また、公社の中間保有農地に関しては、農地の草刈りを専門に担当する「草刈り隊」を2名雇用し、草刈り等による農地管理を行っています。

2 新規施策の導入も検討して総合的に取組もう！

ポイント

既存の制度への取組と同時に、これまで紹介してきた制度の導入にチャレンジし、地域の実状や今後のビジョンに合わせて、取組を新たな段階へステップアップさせましょう。ハードルが高い場合は、都道府県や市町村が実施する単独事業を併せて活用することも一手となります。

福島県南会津町

- 町単独事業で「取組のスイッチ」づくり -

- ▶福島県南会津町では、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」を活用して耕作放棄地を解消し、地元の地域組織がソバなど地域特産物の生産・加工・販売活動を行っています。
- ▶同時に、町単独事業である「地域活性化発展支援事業」や「集落維持発展支援事業」を用いて、簡易な農地整備や用排水施設の整備や、地域住民の自主的組織による様々な活動を上限50万円の交付金で応援し、耕作放棄地復旧後の有機野菜生産・販売の取組をはじめ、コミュニティ・ビジネスへの展開を開始するきっかけづくりを支援しています。町では「住民提案型の地域づくり」と呼び、町内では創意工夫あふれる取組が展開されています。

熊本県高森町

- 子供達による耕作放棄地再生への取組 -

- ▶熊本県高森町では、平成19年から小学生を対象に農業体験等を通じた農業理解活動を実施してきましたが、平成21年は、学校近隣の耕作放棄地23aで耕作放棄地の再生作業に加え、大豆の栽培や収穫・加工を行いました。
- ▶今回、再生に取組んだほ場は、再生作業や作物の管理作業が周囲からよく見える場所にあったため、地域住民にも活動の様子をアピールでき、地域の耕作放棄地再生への機運に弾みがつきました。
- ▶子供達の農作業体験活動の舞台をこれまでの一般的な耕作地から近隣の耕作放棄地に移し、再生の過程を地域で共有することは、一層の耕作放棄地の解消、地域農業再生につながるものと期待されます。

1 本格的な経営安定を図りたい！

経営所得の安定化を図りたい！

こんな事業・制度が使えます！

□米戸別所得補償モデル事業

●支援内容

恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して、所得補償を直接支払によって実施します。

●対象者・要件等

販売農家、集落営農

□水田利活用自給力向上事業

●支援内容

水田を有効活用して、麦・大豆・米粉用米・飼料用米等の生産を行う販売農家に対して、主食用米並の所得を確保し得る水準を直接支払により交付します。

●対象者・要件等

販売農家、集落営農

□水田・畑作経営所得安定対策

●支援内容

水田作及び畑作の土地利用型農業を営む農家の経営安定を図るため、生産条件不利補正対策及び収入減少影響緩和対策を措置します。

●対象者・要件等

一定の経営規模を有する認定農業者・集落営農組織

□作付拡大条件不利補正交付金

●支援内容

水田・畑作経営所得安定対策の支援対象とならない19年産以降の麦・大豆等の作付拡大に対して、生産条件不利補正対策のうち固定支払相当額を助成します。

●対象者・要件等

水田・畑作経営所得安定対策加入者

□野菜価格安定対策事業(野菜価格安定・需給安定対策)

●支援内容

野菜の価格が著しく低落した場合の生産者補給金の交付等により野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、生産・出荷の安定と消費者への野菜の安定供給を図ります。

●対象者・要件等

農業者・農業者団体

□スーパーL資金・農業近代化資金・経営体育成強化資金

●支援内容

経営意欲と能力のある農業者が、経営改善を図るために必要な施設資金等を長期かつ低利で融資することにより資金面からの経営支援を行います。

●対象者・要件等

農業者

加工・販売・流通等「6次産業化」を展開したい！

こんな事業・制度が使えます！

□未来を切り拓く6次産業創出事業(地産地消・販路拡大・価値向上)

農商工等連携支援

前掲21ページ参照

農商工等連携促進施設整備支援

前掲21ページ参照

地産地消の推進

前掲21ページ参照

農業主導型6次産業化整備事業

前掲21ページ参照

□農業改良資金関係事業

前掲21ページ参照

埼玉県上尾市

- 自ら耕作放棄地を開墾し独自マーケティング展開 -

▶埼玉県上尾市に経営展開する「(株)ナガホリ」は、地域に広がる耕作放棄地の借入を中心に経営基盤を確立し、小松菜の周年栽培(年4~5作)を行っています。農地復旧用の重機をそろえ、無料で耕作放棄地の復旧を引き受けて、その後その農地を借り入れる手法を取りながら経営規模を拡大し、作付面積は延べ100ha以上に及んでいます。スーパー等の量販店を中心に、学校給食や生協、冷凍食品企業等へ独自のマーケティングを展開し、売り上げを増加させています。



大分県臼杵市

- 製茶業者と連携して農業法人設立 -

▶大分県臼杵市では、農業委員会の耕作放棄地調査による実態把握を元に利用調整を行い、耕作放棄地32.5haを解消しています。特に、野津地区では、畑地帯総合土地改良事業により基盤整備及びかんがい整備された農地を利用して、県からの仲介と市の支援により農業への企業参入を推進しています。

▶とりわけ、京都府の製茶業者が設立した「(有)豊後大野有機茶生産組合」は、県と市の「大分の茶産地強化対策事業」により、平成17年度までに17haに有機茶として新植を行い、写真のような見事な茶園に生まれ変わっています。さらに、18年度には新たに15ha、19年度に10ha、20年度に3haを拡大しています。このうちの約半数は元耕作放棄地であり、また地元の農家に新たな雇用の場を提供するなど、地域への波及効果を生んでいます。

参考資料

耕作放棄地対策に係る法的措置について

農地法等の一部を改正する法律の概要

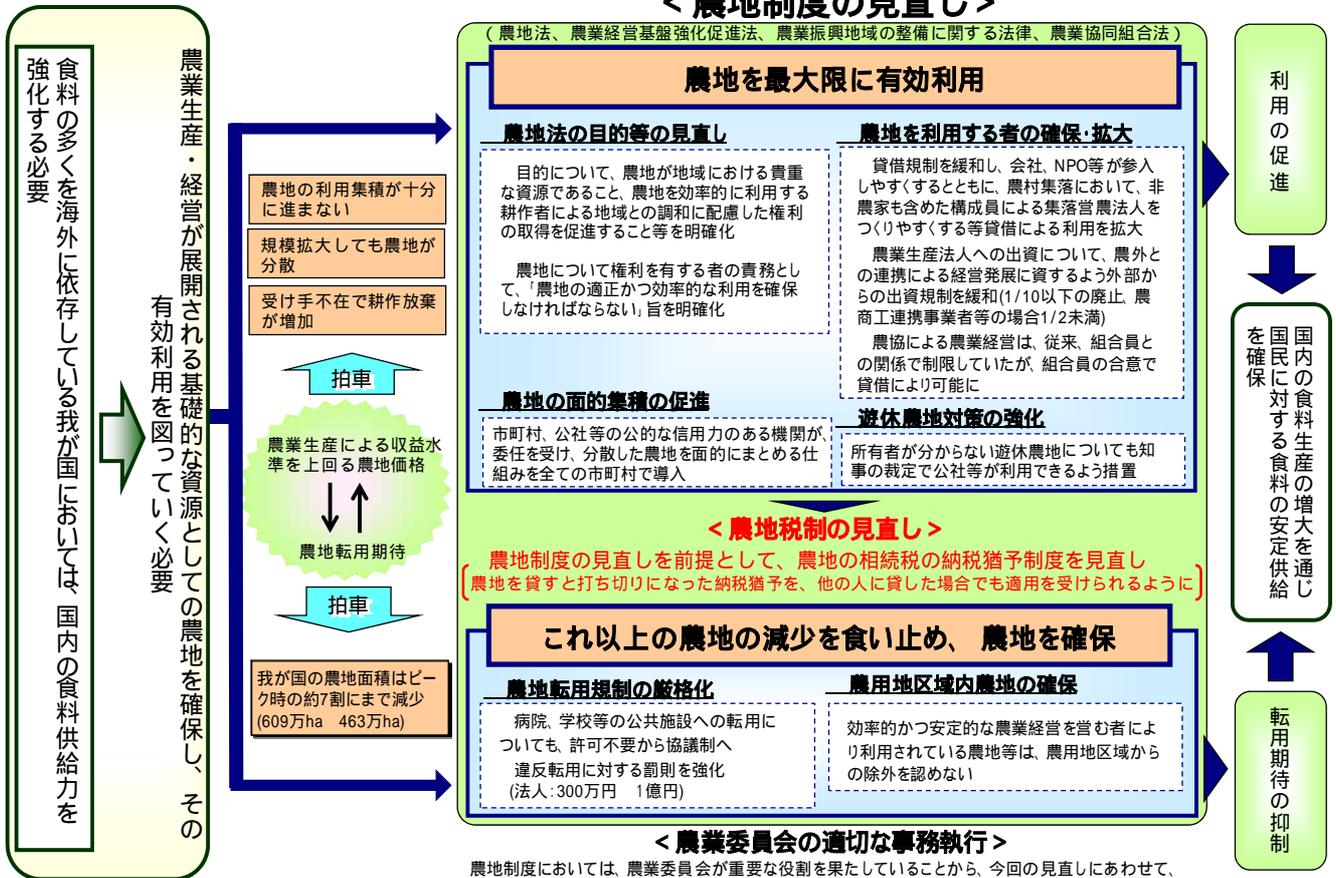
農産物の多くを海外に依存する我が国では、食料自給力を強化していくことが大きな課題の一つであり、そのためには、農業生産・経営が展開される基礎的な資源である農地の確保とその有効利用を図っていく必要があります。平成21年に新しく改正された農地法等は「農地の最大限の有効利用」と「農地の確保」を二本柱とした内容となっています。

「農地の最大限の有効利用」に関しては、「農地法の目的等の見直し」、「農地を利用する者の確保・拡大」、「農地の面的集積の促進」、「遊休農地対策の強化」により農地の有効利用の促進を図ることとしています。

「農地の確保」に関しては、「農地転用規制の厳格化」及び「農用地区域内農地の確保」により農用地の減少を防ぐこととしています。

農地法等の一部を改正する法律の概要 （平成21年12月15日施行）

< 農地制度の見直し >



農地法による遊休農地対策について

(1) 本対策のポイント

管内全ての農地を対象とした、農業委員会による毎年1回の農地の利用状況調査が義務づけられています(第30条)。

全ての遊休農地を対象に是正のための手続(指導等)に直ちに入れる仕組みとしています(第32条~第35条)。

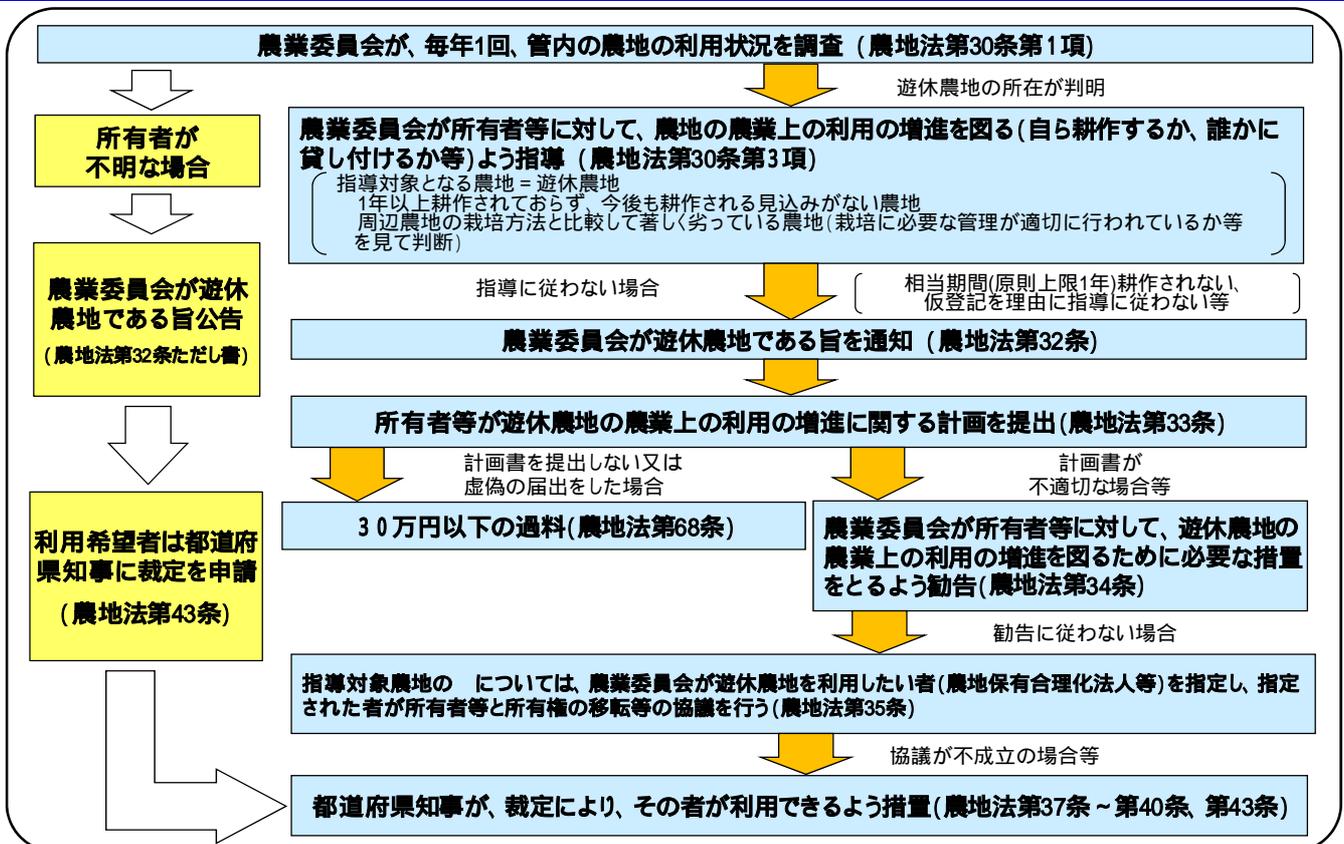
所有者不明の遊休農地は、都道府県知事の裁定により利用を図ることとしています(第43条)。

(2) 本対策のねらい

全ての遊休農地を対象とした農業委員会の調査により利用状況を把握し、農地の有効利用を図ります。

所有者等に対する指導、通知、勧告までの手続を農業委員会が一貫して行うことにより適切に遊休農地対策が講じられるようにし、また、所有者不明の遊休農地も利用できるようにしています。

農地法による遊休農地対策



再生作業の実際

現状で荒廃している耕作放棄地の場合、土木的な再生作業が不可欠となりますが、ただやみくもに作業を進めても取組の継続は図られません。本項目では、取組を進めるための再生作業計画の作成や、実際の土木的な再生作業の手法について、留意点やヒントをまとめました。

再生作業の計画

現況調査の結果をもとに、再生作業(雑草・灌木の除去、根・地下茎の除去、耕起・整地等)を計画します。なお、検討項目としては、時期、手順、機械調達、参加者募集、不要物処分、事前準備などがあります。

時期を決める

対象農地が湿地状の場合は、作業効率を考慮して、比較的地下水位が低い、秋から冬(降雪の少ない地域)が作業しやすい時期です。

また、作業に地域の農家の参加を得るには、農閑期や地域活動の少ない時期を考慮します。

耕作放棄地を再生した後に、土壌改良を行わず、すぐに作物の作付けが可能な場合は、導入作物の播種・定植時期を考慮します。



手順を検討する

現地調査の結果(植生、農地・法面の形状、傾斜、乾湿、接続道路・進入路などの状況)を踏まえ、土木的な作業の内容・手順を定めます(P.42～43参照)。

必要に応じ、情報収集や機械メーカー等への相談などを行いながら、作業ごとに必要な機械を決め、作業参加者の人数を想定します。

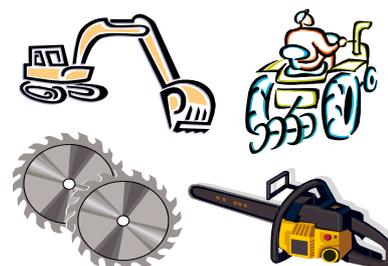
作業手順は、当日、参加者に配布・説明できるようにペーパーでまとめておくことが効率的です。



機械の調達にあたる

作業手順をもとにして、必要な機械のリストを作成し、このリストにそって必要な機械の調達を進めます。

関係者の所有機械で対応できない場合は、地域の建設業者や機械関連企業などからの借り上げ等も検討します。



参加者を募る



作業手順をもとに参加者を確保します。

協議会の会員、地域の農家等はもとより、耕作放棄地対策に関心のあるNPO、企業、大学等の参加を募ることも考えられます。

再生された農地で都市住民との交流等の活動を行う場合は、イベント的に参加募集を行います。

不要物の利用・処分方法を決める



自走式の小型木材チップパー

鋤き込みできない枝葉、木、根、岩石などの不要物の処分方法を決めておきます。

木はチップ化して堆肥化したり、枝葉を積み上げて腐葉土化するなど、できるだけ資源化し当該農地で利用することを検討します。

ほ場から持ち出して処分せざるを得ない場合は、法令等に基づき適切に処分します。

事前準備

作業日までに必要な事前準備を行います。

アクセス道路に支障がある場合は補修し、参加者や機械の運搬車の駐車スペースを確保しておきます。農地が湿潤な場合は、溝切りなどで水を切っておきます。

草や木などの焼却について

廃棄物の焼却を規制する「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、「公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの」は、焼却の禁止から除外されています。

この「政令で定めるもの」として、「農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」が規定されており、耕作放棄地の再生作業により発生する草木を焼却することは、同法では許容されています。

また、取組事例からは、消防署への届け出や地域住民の方々への事前のお知らせ、無風や小雨の日に焼却を行うといった配慮が必要です。

なお、自治体によっては、廃棄物の焼却については独自に条例を定めている場合があるほか、刈り払った灌木等をチップ化する機械を貸し出している場合もあるので、事前に確認を行います。

耕作放棄地再生における土木的対応の事例

事例地区	G県 F地区	C県 K地区	F県 K市
地区概要	湿田 クズ、セイタカアワダチソウが繁茂	湿田(谷地田) セイタカアワダチソウ、ヨシが繁茂し、雑木はクワが生育	廃川敷畑 草本はクズが主体、灌木が点在 放棄期間20年
植生概要	草のみ 灌木径(6cm以下) 灌木径(6cm超)	草のみ 灌木径(6cm以下) 灌木径(6cm超)	草のみ 灌木径(6cm以下) 灌木径(6cm超)
草・灌木の除去	刈払い	ホイール型トラクター - クローラー型トラクター +装着型草刈機	クローラー型トラクター +装着型草刈機
	伐採		バックホウ
	集積		人力
	ほ場内運搬		トラクター +リアバケット
根・地下茎除去	抜根・除根		バックホウ
	集積		プラウ
	ほ場内運搬		ロータリー
耕起・整地等	耕起		
	深耕	パワーハロー	
	砕土	排水溝	
	整地		
その他	雑物除去		
	暗渠・明渠		
	畦畔復旧		
	用排水路		
	その他		



耕作放棄地再生に役立つ機械の一覧(1/2)

機械種類	刈払い、伐採 刈払機	刈払い 草刈機 (歩行型自走式)	刈払い 草刈機 (トラクタ用)
写真			
機械の概要	<p>刈払機に取付けられたバンドを作業者の肩に掛けて作業する肩掛け式と、エンジン部分を作業者が背負って作業する背負い式がある。</p> <p>背負い式は燃料タンクも大きく長時間の作業を行いやすい。</p>	<p>刈刃には往復動刃式(カッター・バ式)と回転刃式(ロタリ・モア式)がある。</p> <p>刈幅は、30~50cm程度、作業速度は0.3~0.5m/秒程度で、数a~30a/h r程度の能力がある。</p>	<p>トラクターで牽引する幅の広い刈取り部により、草等を細断する。</p> <p>刈り取りヘッドが可動式の場合は、畦畔や法面など傾斜地にも対応できる。</p>
草・灌木の除去	❖ 刈払い	❖ 雑草専用刃	❖ 雑草
	❖ 伐採	30枚刃等(径2cm以下)チップソ - (径6cm以下)	
	❖ 集積		
	❖ ほ場内運搬		
根・地下茎除去	❖ 抜根・除根		
	❖ 集積		
	❖ ほ場内運搬		
耕起・整地等	❖ 耕起		
	❖ 深耕		
	❖ 砕土		
	❖ 整地		
	❖ 雑物除去		
その他	❖ 暗渠・明渠		
	❖ 畦畔復旧		
	❖ 用排水路		
	❖ その他		
安全面や作業面での留意点	<p>跳ね返りが危険なので、岩や石、切り株などに刈刃を接触させない。</p>	<p>指定された草丈とあぜ形状、傾斜面のみ使用する。高さ、刈幅を適正に調節する。小石などは作業前に取り除く。</p>	<p>草刈り前に障害物は取り除いておく。</p>

伐採	抜根等	集積・抜根等	耕起・整地等機械の牽引	耕起・整地等機械の牽引
チェーンソー	バックホウ	ブルドーザ	トラクタ（車輪型）	トラクタ（クローラ型）
				
<p>鎖式に連結した鋸刃を長円形鋼板の縁に沿ってベルト状に回転させることにより、材を挽く動力鋸である。</p> <p>林業用では2ストロークガソリンエンジンを搭載している。</p>	<p>油圧ショベルのうち、バケットをつけたもの。</p> <p>地表面より低い場所の掘削に適している。</p>	<p>トラクタの前面に可動式のブレード（排土板）を装着し、進行方向に土砂等を押し出す。</p> <p>後部に土砂や岩盤を掻き起すリッパ（爪）を装着する車輛もある。</p>	<p>プラウなどのけん引、ロタリなどのPTO駆動、及び油圧による作業機の上下げや制御などの機能を有する。</p> <p>走行部がゴム車輪のトラクタで、駆動方式によって2輪駆動と4輪駆動がある。</p>	<p>走向部がゴム製の無限軌道の履帯のもの、車輪式と装軌式を組合せた半装軌式のものがある。</p> <p>高速走行には向かないが、接地圧が低いので湿田、不整地などで効果的である。</p>



ガイドバの先端の上側にものが接触するとチェーンソーが作業者に向かって跳ね上がり危険であるので注意が必要。	作業内容に応じて、機種・バケットを小型～大型のもので使い分ける。	比較的大型であり、搬入できるかどうか、接道、進入路を確認する。	路肩やほ場の出入り時、あぜ越え時の転倒や枕地端や道路端からの転落に注意する。	路肩やほ場の出入り時、あぜ越え時の転倒や枕地端や道路端からの転落に注意する。
--	----------------------------------	---------------------------------	--	--

耕作放棄地再生に役立つ機械の一覧(2/2)

機械種類	耕起・深耕 ボトムプラウ	耕起 ロータリー	砕土 サブソイラ
写真			
機械の概要	<p>刃先で土壌を切削して、れき土をわん曲したはつ土板で押し上げて、反転、放てき、破碎する仕組みとなっている。 2組のボトムを備え、往復耕をできるようにしたりバ-シブルプラウがある。</p>	<p>耕うん爪をトラクタ-のエンジンにより回転駆動させて、耕うんと同時に砕土を行うのに使用する。 回転方式は様々で、使用目的により、砕土用、深耕用等がある。</p>	<p>土層内の通気性、透水性を改善するため、心土(サブソイラ)や耕盤を破碎したり、不透水層を破壊するのに使用する。 効果を高めるために翼刃を取付けたものもある。</p>
草・灌木の除去	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 刈払い ❖ 伐採 ❖ 集積 ❖ ほ場内運搬 		
根・地下茎除去	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 抜根・除根 ❖ 集積 ❖ ほ場内運搬 		
耕起・整地等	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 耕起 ❖ 深耕 ❖ 砕土 ❖ 整地 ❖ 雑物除去 	<p>反転耕</p> <p>深耕</p>	<p>攪拌耕</p> <p>心土破碎</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 暗渠・明渠 ❖ 畦畔復旧 ❖ 用排水路 ❖ その他 		暗渠排水も適用可能
安全面や作業面での留意点	<p>プラウ耕は、土の移動量と土塊が大きいため、後作業として別に砕土、整地作業を行う必要がある。</p>	<p>着脱時には作業機との間の挟まれや押し潰されに注意する。</p>	<p>着脱時には作業機との間の挟まれや押し潰されに注意する。</p>

砕土・整地

ディスクハロー



プラウ耕などの1次耕うん後の大きな土塊を2次耕うんとして細かく砕き、均平整地する。
1本の軸に円板を多数取付けたものよりなり、茎根の多い土地に適する。

砕土・整地

バ - チカルハロー



縦軸のナイフプレ - ドが地面に垂直回転して砕土し、コイルローラ - が表層を鎮圧する。
プラウ耕後の播種床作りを目的とした作業機で、プラウ耕による凹凸を整地・鎮圧する。

暗渠、明渠

溝堀機



湿田や排水不良田の暗渠埋設用の溝堀り、明渠掘りなどに使用する。
掘削部の形式には、ラダ - 及びバケット・チェ - ン式、ロータリ - 式、スクリュ - 式等がある。

暗渠

弾丸暗渠



サブソイラに弾丸状のアタッチメントを付けるなどして、モグラの穴状の簡易な暗渠を作る。

木、枝等のチップ化

木材等破砕機



木材、竹、枝葉などを粉碎し、チップ状にする。これにより、植生のほ場内での再利用が可能となる。
小型のものは、トラックの荷台に積んで現場に持ち込める。

砕土作業

砕土作業

整地作業

整地作業

暗渠・明渠

暗渠

植生の処理・利用

土壌条件は、砕土作業の能率と砕土性に大きく影響する。土性によるが、手で握り崩れる程度の状態の時に行う。

ほ場が乾燥した状態でなければ使用できない。畑作向けの作業機である。

ラダ - チェ - ン式は粘土分の少ない土、ロータリ - 式は特に土質を選ばない。

本暗渠と組み合わせることにより、効果的な暗渠となる。

投入口に手を巻き込まないように注意が必要である。

営農の定着を図る

耕作放棄地の再生利用は、伝統野菜の見直しや新たな特産品の検討の契機になります。また、導入作物については、その販路や利用方法(生鮮・加工等)を検討しておく必要があります。

取組が広がっている作物

ソバ

比較的手間の掛からない作物として、中山間地域等でも広く栽培されている。加工・販売まで地域で取組み、地産地消・地域活性化としての取組事例も多い。

なたね

花いっぱい運動等、地域ぐるみで取組まれ、地域振興策としても一役買っている。菜種油の循環利用により環境活動の一環として取組まれている地域もある。

大豆

排水、ほ場区画等の条件整備とともに、農地の面的集積や地域全体での取組が重要。

山菜類

もともと山に自生し、栽培に手間が掛からず、鳥獣被害を受けにくい等の特徴がある。高齢者でも取組みやすく、地域振興作物として発展しているものもある。

飼料作物

自給飼料の確保、放牧と合わせて雑草繁茂の防止等の効果が期待できる。飼料生産のみならず、家畜を活用した景観形成等の効果もある。

特徴的な作物

アマランサス

ヒユ科の植物(雑穀)で、水田転換作物として好適とされている。栄養成分が豊富で加工にも適するため食用とされるほか、観賞用にも利用される。

エゴマ

シソ科の一年草で種子が食用または採油に利用され、健康食品としても注目されている。鳥獣被害を受けにくいとされ、ドレッシングなどへの加工事例も見られる。

コシアブラ

ウコギ科の落葉高木で、日当たりの良い斜面地に多く生育する。春先の新芽が食用となり、独特の香りのある山菜として、近年人気が高まっている。

ジャンボニンニク エレファントガーリックという西洋ねぎ「リーキ」の仲間である。

ソフトボール大に育ち、臭いが少なく食べやすい。イノシシが好まない。

ネマガリタケ

チシマザサという大型のササの一種のタケノコのこと、本州の日本海側に多く分布し、弓状に曲がって生える。灰汁が少なく山菜として人気がある。

導入作物の掘り起こし

過去の営農実績も含めた作物等の掘り起こしを行うと、地域の農業のポテンシャルを整理することができます。(以下、調査項目)

- Q1. 現在、あるいは昔に作っていた、伝統的な野菜や、ここにしかない野菜はあるか？
- Q2. 現在、あるいは昔に作っていた、自家で採取した種を用いて作っている野菜などはあるか？
- Q3. 現在、あるいは昔に作っていた工芸品(わら細工等の民具を含む。)はあるか？
- Q4. 地域の季節別の「農作物、食やしきたり」は何があるか？

このような取組は、地域特性に適した作物導入、伝統野菜の見直しと商品化、地域の直売所の品揃え向上、直売所出荷の端境期の改善等に役立つほか、農家が地域を見つめ直すきっかけにもなります。



茶

既に確立している地域ブランドを活かし、関係機関一体となった取組が多い。

鳥獣被害を受けにくい作物特性や、中山間地では農薬飛散を受けにくい特徴もある。

ブルーベリー

他の果樹と比較して栽培が容易で、多くの加工品としての活用が可能である。

摘み取り等の農業体験の展開、加工・販売まで取組んでいる事例も多い。

マコモダケ

水田等、湿地においても栽培が可能である。

鳥獣被害の影響が少ない、水稲との作期の分散等の利点もある。

サツマイモ

近年の焼酎ブームもあり、地域特産物として生産が推進されている事例も多い。

観光農園や芋掘り体験等、都市との交流に着目した取組もある。

ヤーコン

南米原産のキク科の植物で、地下茎の塊根が食用となる。

生食、炒める、煮ると使用範囲が広いほか、整腸作用等の機能がある食品としての側面も持っている。

ルバーブ

シベリア南部原産のタデ科の強健な野菜で、耐寒性があり北海道や長野などで栽培されている。

多年生で数年は栽培でき、茎をジャムやパイに利用することが多い。

レモングラス

イネ科の多年草で、レモンのような香りのハーブ。イノシシ被害が少なく、棚田でも栽培される。

ハーブティ、カレーなどの料理のほか、入浴など用途は広い。

地ビール用大麦

行政、大学が地ビール会社とプロジェクトを組み、耕作放棄地に大麦を植え、地ビールを製造している。

地産地消の地ビールとしてヒット商品となっている。

放牧による再生と利用

参考

近年、耕作放棄地を活用した牛、豚、羊、山羊等の放牧が実践されています。

耕作放棄地での放牧のメリットは、当初の放牧自体が耕作放棄地の再生作業に当たり、再生後の飼料作物の生産と当該農地での放牧に移行することで、効率的な畜産経営に寄与することができます。

実施に当たっては、地域住民との合意形成が必要ですが、写真が示すように、荒廃農地が再生されかつての景観が回復されることで、住民に活気を与えるものにもなっています。

放牧に必要なものは、簡易に設置できる電気牧柵、水場等です。



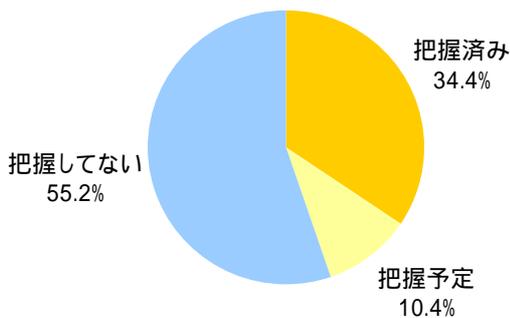
牛の場合、ススキやクズ、ヨモギ、セイタカアワダチソウ、ササ類等、ほとんどの雑草を食べ、草量で異なりますが、繁殖和牛2頭（注）で10aを15日程度できれいにしてくれます。

（注）1頭では落ち着かない。肉用の子牛を生産する種付けした繁殖和牛を放牧。

耕作放棄地に関する意向調査(平成21年)の結果概要

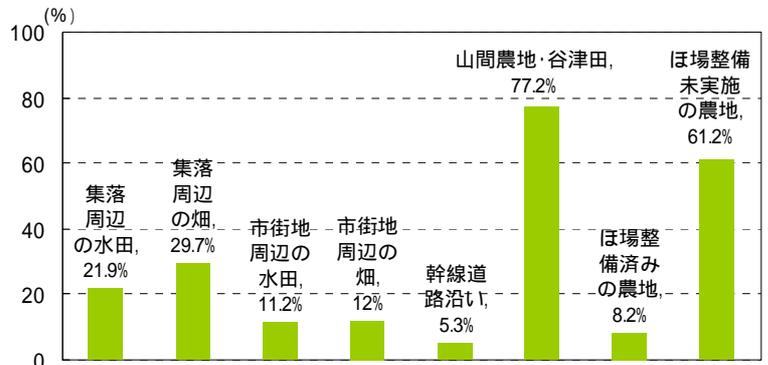
全国1,780市町村を対象に平成21年に耕作放棄地アンケート調査を実施しました。その内、1,561市町村から回答を得て、全体回収率は87.7%でした（農林水産省農村振興局調べ 耕作放棄地に関する意向調査（平成21年））。

図1: 過去5年間の所有者の意向把握調査の実施状況



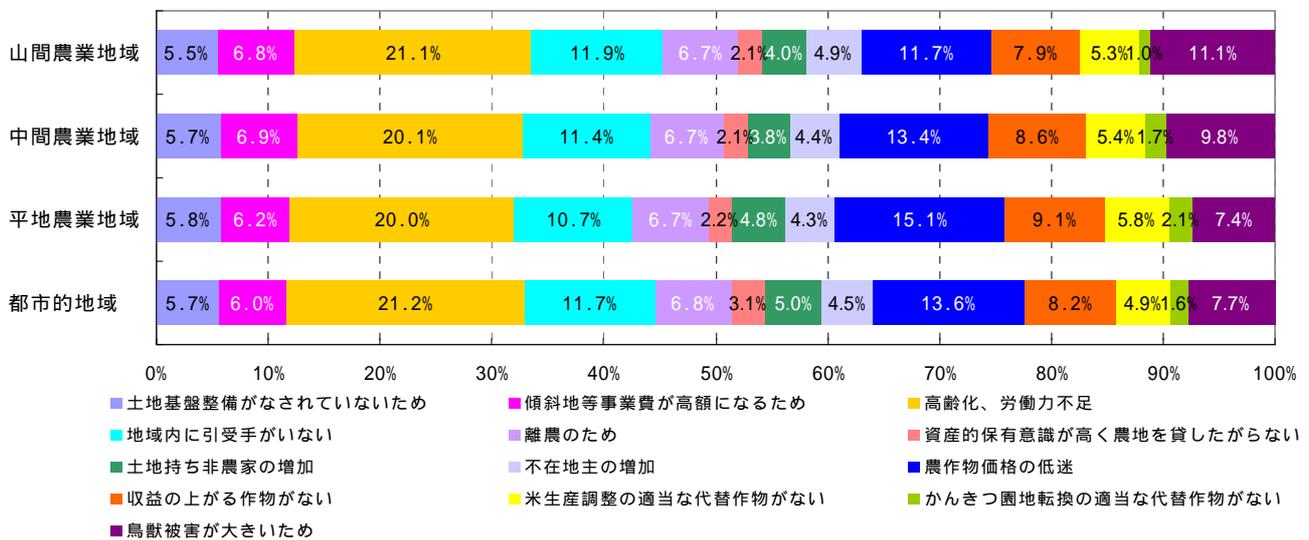
所有者の意向について、把握していると答えた市町村は34.4%で、過半数以上の市町村においては、過去5年以内の意向は把握されていませんでした。

図2: 耕作放棄地の多く発生する農地(全国) N=1,440



耕作放棄地は、「山間農地・谷津田」77.2%や、「ほ場整備未実施の農地」61.2%に多く発生しており、条件不利地域での多発状況が顕著でした。ほ場整備済みの農地や幹線道路沿いの回答割合は少なく、耕作条件やアクセス条件の良い地域では耕作されている状況がうかがえます。

図3: 耕作放棄地となる理由



耕作放棄地となる理由では、どの地域類型においても「高齢化、労働力不足」の割合が最も高く、次いで「農産物価格の低迷」や「地域内に引受手がない」が高い割合を占めています。一方で、「鳥獣被害」を要因として答えている自治体は中間・山間農業地域で比較的高い割合を示しており、耕作放棄地発生要因の地域性にも着目して解消・利活用の取組みを促進する必要があります。

図4: 耕作放棄地の発生防止策として必要と思われること

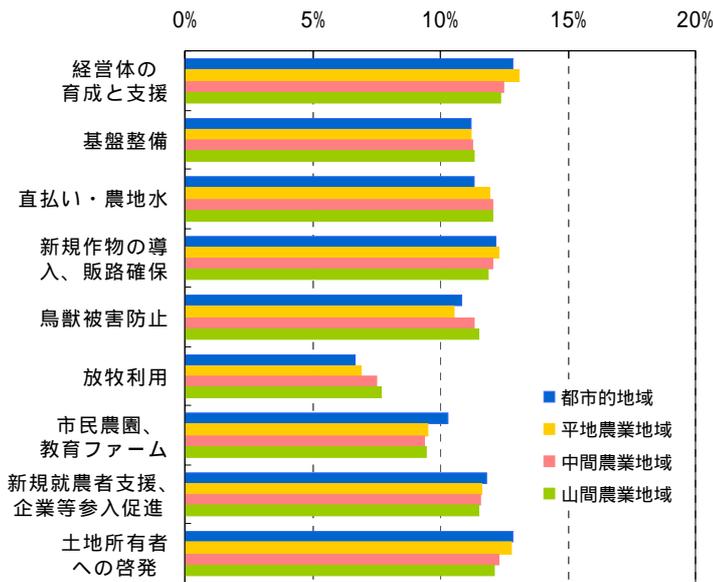
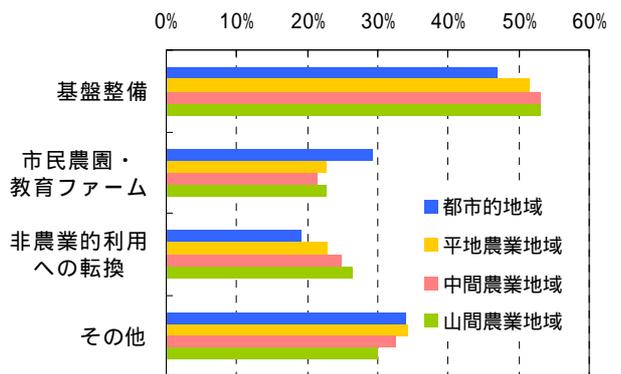


図5-1: 耕作放棄地の解消に向けて取組みたい解消方法



(図4) 耕作放棄地の発生防止には、「人」、「土地整備」、「制度」等地域への包括的な対応策が必要とされています。鳥獣被害防止も地域によらず必要とされています。

(図5-1) 耕作放棄地の解消に向けて取組みたい解消方法で、最も多かった回答は、基盤整備でした。その傾向は、中間農業地域、山間農業地域ほど強く表れています。都市的地域では、市民農園等の取組への期待も高い一方、非農業的利用への転換という方法も模索されています。

図5-2: 耕作放棄地の解消に向けて取組みたいこと

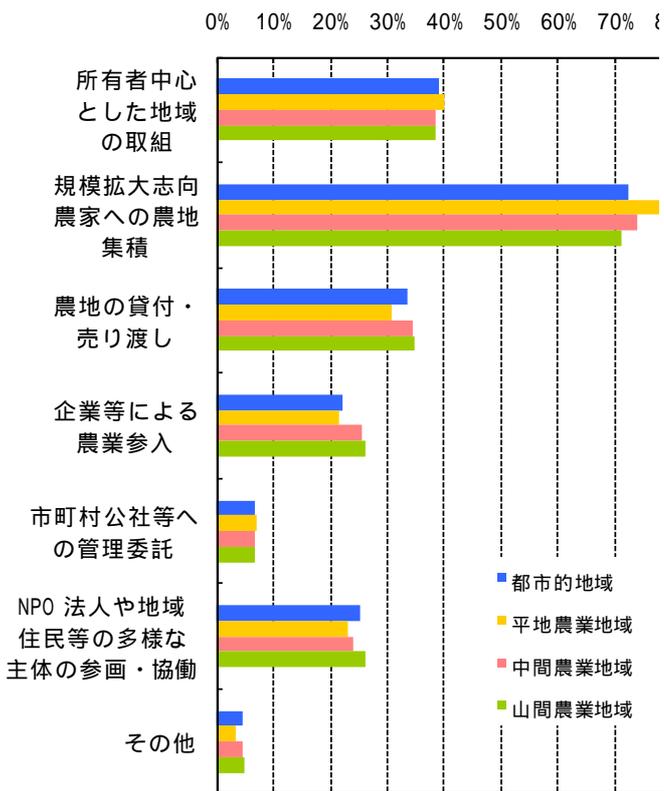
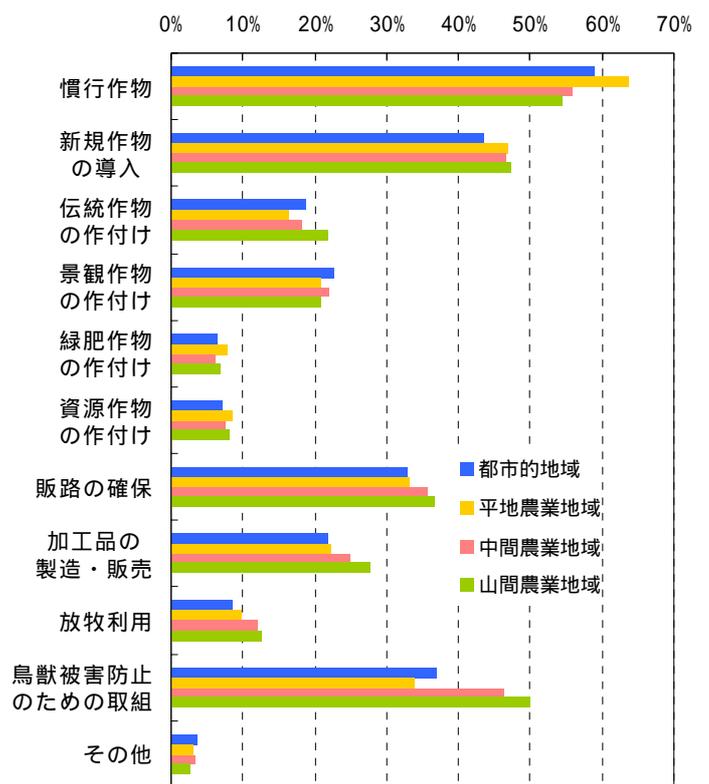


図5-3: 耕作放棄地の解消に向けて取組みたい作物やその他の支援



(図5-2) 耕作放棄地の解消に向けて取組みたいこととしては、最も多かったのは「規模拡大志向農家への農地集積」で7割以上が取組みたいと回答、特に平地農業地域での意向は8割近くに及んでいます。

(図5-3) 耕作放棄地の解消に向けて取組みたい作物やその他の支援については、「慣行作物」が最も多く、次いで「鳥獣被害防止のための取組」でした。特に中山間農業地域では、鳥獣被害防止に取組みたい意向が強い傾向にあります。

耕作放棄地発生防止・解消のための施策索引

目的	事業名	耕作放棄地に係る支援内容	対象者・要件等	該当ページ
耕作放棄地解消を主たる目的とするもの	耕作放棄地再生利用緊急対策	荒廃した状態の耕作放棄地を貸借等により引き受ける再生利用者が行う、再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設(用排水施設、農道、農業用機械・施設等)の整備等を総合的に支援	農業を営む個人、農業者組織、農業参入法人等	11
	農地制度実施円滑化事業費補助金のうち一部	農地法に基づく農地の利用状況の調査、遊休農地に対する指導に対して支援。	農業委員会等	8
	農地環境整備事業	耕作放棄地が所在する地域を対象として、優良農地への悪影響を除去するために団地内に点在する耕作放棄地を分離する等、土地利用調整と一体となった整備を支援。	都道府県・市町村(受益面積10ha以上等の要件あり)	12
	耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業	地域における耕作放棄地の発生や担い手への利用集積の状況等を踏まえ、必要となる基盤整備・関連支援施策の総合的・一体的な実施を支援。	受益面積20ha以上、耕作放棄地及びそのおそれのある農地を一定割合以上含むこと等	12
	国営緊急農地再編整備事業	広域な地域において、生産基盤の整備等を行うことにより、緊急的に生産性の向上と耕作放棄地の解消・発生防止による優良農地の確保を図り、農業の振興を基幹とした総合的な地域の活性化を支援。	・受益面積400ha以上(うち区画整理200ha以上) ・耕作放棄地及びそのおそれのある農地を一定割合以上含むこと等	12
畜産の利用を図るもの	強い農業づくり交付金<放牧利用条件整備>	耕作放棄地等を放牧地として活用するための牧柵や給水施設等の整備を支援。	都道府県、市町村、農業者の組織する団体等	18
	草地畜産基盤整備事業のうち畜産担い手育成総合整備事業	畜産担い手への飼料生産基盤の利用集積を計画的かつ加速的に推進するため草地、野草地、耕作放棄地等の整備改良等を総合的かつ一体的に実施。	都道府県農業公社等	23
	草地畜産基盤整備事業のうち草地林地一体的利用総合整備事業	耕作放棄地の草地整備等、畜産の活用のための土地整備及び畜舎等関連施設の整備を支援。	都道府県農業公社等(耕作放棄地率が1割以上の市町村については林野率要件を緩和して実施)	18
	耕畜連携粗飼料増産対策事業	耕畜連携により粗飼料作付田等への堆肥施用等の取組を行う農業者に対し定額を助成。 また、作付けを行っていない畑等に飼料作物を新たに作付し、当該ほ場に堆肥を散布する取組に対し、単年度に限り、定額を助成。	農業者等	23
発生防止・保全管理	農地・水・環境保全向上対策のうち共同活動支援交付金	地域ぐるみで農地・農業用水等の資源を効果的に保全・向上する共同活動の一環として遊休農地発生防止のための保全管理活動を支援。	対象者：活動組織(農業者、農業者団体、非農業者、地域住民団体、NPO等から構成される団体) 要件：市町村と協定を結ぶこと等	17
	中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等において、耕作放棄地を発生させず継続して農業生産活動を行う農業者等に対し、農業生産条件の不利を補正するための交付金を交付。	集落協定等に基づき5年以上農業生産活動を継続する農業者等	32
地域活性化	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	地方自治体が地域の自主性と創意工夫により、耕作放棄地の解消等の農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備等の総合的取組を交付金により支援。	都道府県、市町村、農業者等の組織する団体等	13
鳥獣対策	鳥獣被害防止総合対策交付金	鳥獣被害防止特措法により市町村が作成する被害防止計画に基づく取組等を総合的に支援。	地域協議会、地方公共団体等	13
交流	広域連携共生・対流等対策交付金	都市と農村の多様な主体が参加して行う共生・対流に資する取組の中で実施される耕作放棄地の地力維持工事や市民農園等の整備に対して支援。	民間団体(公募)	16
森林整備	農山漁村地域整備交付金	森林の生産力の回復・増進等の観点から、非農地化した耕作放棄地を対象として、土壌条件の改良、植栽等を行うことを支援。	対象者：都道府県、市町村、森林整備法人、森林組合、森林所有者等 要件：1施行地の面積が0.1ha以上	10

耕作放棄地解消後の経営安定・発展のための施策索引

目的	事業・制度名	支援内容	対象者・要件等	該当ページ
所得の安定化	米戸別所得補償モデル事業	恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して、所得補償を直接支払により実施。	販売農家 集落営農	34
	水田利活用自給力向上事業	水田を有効活用して、麦・大豆・米粉用米・飼料用米等の生産を行う販売農家に対して、主食用米並の所得を確保し得る水準を直接支払いにより交付。	販売農家 集落営農	34
	水田・畑作経営所得安定対策	水田作及び畑作の土地利用型農業を営む農家の経営安定を図るため、生産条件不利補正対策及び収入減少影響緩和対策を措置。	一定の経営規模を有する認定農業者・集落営農組織	34
	作付拡大条件不利補正交付金	水田・畑作経営所得安定対策の支援対象とならない19年産以降の麦・大豆等の作付拡大に対して、生産条件不利補正対策のうち固定払相当額を助成。	水田・畑作経営所得安定対策加入者	34
	野菜価格安定対策事業 (野菜価格安定・需給安定対策)	野菜の価格が著しく低落した場合の生産者補給金の交付等により野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、生産・出荷の安定と消費者への野菜の安定供給を図る。	農業者・農業者団体	34
資金面からの経営支援	スーパーL資金・農業近代化資金・経営体育成強化資金	経営意欲と能力のある農業者が、経営改善を図るために必要な施設資金等を長期かつ低利で融資することにより資金面から経営支援。	農業者	34
農業用機械・施設の整備	経営体育成交付金	多様な農業経営体を育成・確保するため、経営体育成に必要な機械施設整備等に対し総合的に支援。	農業者等	13
	強い農業づくり交付金 (産地競争力の強化)	産地における加工・業務用需要への対応等による販売量の拡大、高付加価値化等による販売価格の向上、生産・流通コストの低減に向けた取組に必要な共同利用施設整備や小規模土地基盤整備等を支援。	民間団体等	13
	農畜産業機械等リース支援事業	産地収益力の向上、経営体の育成、畜産業の新規就農等に必要な農業機械等をリース方式で導入する場合の負担を軽減。	農業者等	13
人材の育成・確保	農の雇用事業	農業法人等が就農希望者を雇用して新たに実施する実践的な研修を支援。	農業法人等	14
	ふるさと雇用再生特別基金事業	地域の創意工夫で、地域の求職者等が継続的に働く場を創出することを支援。	求職者等	14
	緊急雇用創出事業	離職を余儀なくされた失業者等の一時的な雇用・就業機会の創出を支援。	求職者等	14
	重点分野雇用創出事業	介護、医療、農林等今後成長が見込まれる分野での雇用創出や人材育成を支援。	求職者等	14
農地利用集積	農地利用集積事業	農地利用集積円滑化団体(市町村、市町村公社、農業協同組合、土地改良区、地域担い手協議会等)が行う調整活動を支援。	農地利用集積円滑化団体	11
6次産業化	未来を切り拓く6次産業創出事業 (地産地消・販路拡大・価値向上)のうち農工商等連携支援	農商工連携の一層の推進のため、専門的なアドバイスを行うコーディネーターの活動、観光業等様々な異業種とも連携した新商品開発や販路拡大等の取組を支援。	民間企業等	21
	未来を切り拓く6次産業創出事業 (地産地消・販路拡大・価値向上)のうち農工商等連携促進施設整備支援	農商工連携の本格的な事業化を促進するため、農林漁業者と食品事業者が安定的な取引関係を確立して行う食品の加工・販売施設や農林漁業用機械施設の整備等を支援。	民間企業等	21
	未来を切り拓く6次産業創出総合対策 (地産地消・販路拡大・価値向上)のうち地産地消の推進	地産地消の活動に必要な施設の整備に対する支援として、強い農業づくり交付金の中に特別枠を設け、直売所、加工処理施設、地域食材供給施設等の整備に対して支援。	都道府県、市町村、農業者の組織する団体等	21
	未来を切り拓く6次産業創出事業 (地産地消・販路拡大・価値向上)のうち農業主導型6次産業化整備事業	農業法人等が農業生産のみならず、加工・流通・販売等、農業サイド主導の経営の6次産業化に取組む場合に必要加工機械の導入や販売施設の整備等を支援。	農業法人等	21
	農業改良資金関係事業	生産・加工・販売分野でチャレンジ性のある新たな取組等に必要資金を無利子で貸付け。	認定農業者 主業農家等	21
主産地形成	産地収益力向上支援事業	産地自らが、収益力向上のためプログラムを策定し、その実現に向け実施する生産・流通・加工分野での取組等を支援。	産地収益力向上協議会、市町村、民間団体等	20
	果樹経営支援対策事業	果樹産地自らが立てた戦略に基づき、優良品種・品種への転換、小規模な園地整備等を通じた産地づくりを支援。	農業者団体等	20

耕作放棄地施策に関する都道府県相談窓口一覧

名称	窓口	電話番号	郵便番号	住所
北海道耕作放棄地対策協議会	北海道農業会議	011-281-6761	060-0005	札幌市中央区北5条西6丁目 北海道通信ビル
青森県担い手育成総合支援協議会	青森県農林水産部構造政策課	017-734-9462	030-8570	青森市長島1丁目1-1
岩手県担い手育成総合支援協議会	岩手県農業会議 岩手県農林水産部農業振興課	019-626-8545 019-629-5642	020-0024 020-8570	盛岡市菜園1丁目4番10号 盛岡市内丸10-1
宮城県耕作放棄地対策協議会	宮城県農林水産部農業振興課	022-211-2835	980-8570	仙台市青葉区本町3丁目8番1号
秋田県耕作放棄地対策協議会	秋田県農林水産部農山村振興課	018-860-1857	010-8570	秋田市山王四丁目1番1号
山形県耕作放棄地対策協議会	(財)やまがた農業支援センター	023-641-1114	990-0041	山形市緑町1-9-30
福島県耕作放棄地対策協議会	福島県農林水産部農村振興課	024-521-7415	960-8670	福島市杉妻町2-16(福島県庁西庁舎6F)
茨城県耕作放棄地対策協議会	茨城県農業会議	029-301-1236	310-0852	水戸市笠原町978-26 茨城県市町村会館2階
栃木県耕作放棄地対策協議会	栃木県農業会議	028-648-7270	320-0047	宇都宮市一の沢2-2-13
群馬県担い手育成総合支援協議会	群馬県農政部農政課構造政策室	027-226-3022	371-8570	前橋市大手町1-1-1
埼玉県耕作放棄地対策協議会	埼玉県農林部農地活用推進課	048-830-4033	330-9301	さいたま市浦和高砂3-15-1
千葉県耕作放棄地対策協議会	千葉県農林水産部農村振興課	043-223-2862	260-8667	千葉市中央区市場町1-1
東京都担い手育成総合支援協議会	東京都農林水産部農業振興課	03-5320-4814	163-8001	新宿区西新宿2-8-1
神奈川県耕作放棄地対策協議会	神奈川県環境農政部農地課利用調整班	045-210-4461	231-8588	横浜市中区日本大通1
山梨県耕作放棄地対策協議会	山梨県農政部農村振興課	055-223-1598	400-8501	甲府市丸の内1-6-1
長野県担い手育成総合支援協議会	長野県農政部農村振興課	026-232-0111 (内線3117)	380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2
静岡県担い手育成総合支援協議会	静岡県農業会議	054-255-7934	420-0853	静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル7階
新潟県担い手育成総合支援協議会	新潟県農林水産部地域農政推進課	025-285-5511 (内線2910)	950-8570	新潟市中央区新光町4-1
富山県耕作放棄地対策協議会	富山県農林水産部農村環境課	076-431-4111 (内線3964)	930-8501	富山市新総曲輪1-7
いしかわの農地活用連絡調整会	石川県農林水産部経営対策課	076-225-1111 (内線4743)	920-8580	金沢市鞍月1-1
福井県耕作放棄地再生利用推進協議会	福井県農林水産部農林水産振興課	0776-21-1111 (内線3022)	910-8580	福井市大手3-17-1
岐阜県耕作放棄地対策協議会	岐阜県農業会議	058-268-2527	500-8384	岐阜市藪田南5-14-12(岐阜県シタック庁舎2階)
愛知県耕作放棄地対策協議会	愛知県農林水産部農業振興課	052-954-6404	460-8501	名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
三重県担い手育成総合支援協議会	三重県農業会議	059-213-2022	514-0004	津市栄町一丁目891(三重県合同ビル2階)
滋賀県耕作放棄地対策協議会	滋賀県農政水産部農政課	077-528-3815	520-8577	大津市京町4-1-1 滋賀県庁
京都府担い手育成総合支援協議会	京都府農林水産部担い手支援課	075-414-4910	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入ル数ノ内町 京都府庁
大阪府遊休農地対策協議会	大阪府環境農林水産部農政整備課	06-6944-6751	540-8570	大阪府中央区大手前2-1-7 大阪赤十字会館 大阪府庁
兵庫県担い手育成総合支援協議会	兵庫県農政環境部 兵庫県担い手育成総合支援協議会	078-391-1221	650-0011	神戸市中央区下山手通4丁目 15番3号 兵庫県農業共済会館3階
奈良県耕作放棄地対策協議会	奈良県農林部担い手・農地活用対策課	0742-27-7615	630-8501	奈良市登大路町30 奈良県庁
和歌山県耕作放棄地対策協議会	和歌山県農林水産部農業生産局 経営支援課	073-441-2931	640-8585	和歌山市小松原通1丁目1番地 和歌山県庁
鳥取県耕作放棄地対策協議会	鳥取県農林水産部経営支援課	0857-26-7685	680-8570	鳥取市東町1丁目220
島根県農地活用推進協議会	島根県農業会議	0852-22-4471	690-0888	松江市北堀町15
岡山県耕作放棄地解消対策協議会	岡山県農林水産部農村振興課 農山村振興班	086-226-7439	700-8570	岡山市北区内山下2丁目4の6
広島県耕作放棄地再生利用推進協議会	広島県農林水産部農業基盤課	082-513-3650	730-8586	広島市中区基町10の52
山口県担い手育成総合支援協議会	山口県農林水産部農業経営課 農振・農地班	083-933-3340	753-0089	山口市滝町1の1
徳島県担い手育成総合支援協議会	徳島県農林水産部農地政策推進課	088-621-2389	770-0847	徳島市万代町1丁目1
香川県担い手育成総合支援協議会	香川県農政水産部農業経営課 担い手グループ	087-832-3406	760-0017	高松市番町4丁目1の10
愛媛県担い手育成総合支援協議会	愛媛県農林水産部農業振興局 農産園芸課担い手対策推進室	089-912-2552	790-8570	松山市一番町4丁目4の2
高知県担い手育成総合支援協議会	高知県農業振興部農業農村支援課	088-821-4512	780-8571	高知市丸の内1丁目2の20
福岡県耕作放棄地対策協議会	福岡県農林水産部農山村振興課	092-651-1111 (内線3861)	812-8577	福岡市博多区東公園7-7
佐賀県耕作放棄地対策協議会	佐賀県農業会議構造対策課	0952-23-7057	840-0041	佐賀市城内1-6-5(佐賀県庁南別館)
長崎県担い手育成総合支援協議会	長崎県農林部農業経営課	095-895-2937	850-8570	長崎市江戸町2-13
熊本県担い手育成総合支援協議会	熊本県農林水産部農村・担い手支援課	096-333-2376	862-8570	熊本市水前寺6-18-1
大分県耕作放棄地対策協議会	大分県農林水産部農地農振室	097-506-3544	870-8501	大分市大手町3-1-1
宮崎県担い手育成総合支援協議会	宮崎県農政水産部地域農業推進課	0985-26-7124	880-8501	宮崎市橋通東2-10-1
鹿児島県担い手・地域営農対策協議会	鹿児島県農政部経営技術課	099-286-2111 (内線3160)	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1
沖縄県耕作放棄地対策協議会	沖縄県農林水産部村づくり計画課	098-866-2263	900-8570	那覇市泉崎1-2-2

